

# 送付書

水戸簡易裁判所民事2係 御中  
原告 代表取締役 池田剛士 様

(FAX 029-224-4661)

(FAX 029-254-7189)

令和5年1月20日

〒100-6312

東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル12階

卓照綜合法律事務所

TEL 03-3214-5551 FAX 03-3213-6582

被告 訴訟代理人弁護士 齊藤 貴一

下記書類を送付します。下欄の受領書に日付を記入し、記名押印の上、そのまま（送付書と受領書を切り離さず）送付者及び裁判所にファクシミリで送信して下さい。

## 記

### 1 事件の表示

裁判所 水戸簡易裁判所民事2係  
事件番号 令和4年(少コ)第26号  
事件名 損害賠償請求事件  
被告 株式会社研究社  
原告 有限会社学術秘書

### 2 送付書類

・第2準備書面

以上

ファクシミリを原本として下さい。

クリーンコピーを別途郵送いたします。

クリーンコピーは、当日持参いたします。

送付枚数 4枚 (除本紙)

### 3 次回期日 令和5年1月30日

## 受領書

〒311-4141 茨城県水戸市赤塚1-396-1-107

上記書類を受領いたしました。

RC年 / 月 20日

~~株式会社ほなもみ~~

代表取締役 池田 剛士 印

水戸簡易裁判所民事2係

御中 (FAX 029-224-4661)

弁護士 齊藤 貴一

齊藤 (FAX 03-3213-6582)

NO. 2440 P. 1/5

卓照綜合法律事務所 03-3213-6582

2023年 1月20日 13時33分

2023年 1月20日 13時33分  
卓線総合法律事務所 03-3213-6582  
NO. 2440 P. 2/5

令和4年(少コ)第26号 損害賠償請求事件

原告 有限会社学術秘書

被告 株式会社研究社

## 第2準備書面

令和5年1月20日

水戸簡易裁判所民事2係 御中

被告訴訟代理人弁護士

青 藤 貴



同

深 瀬 仁



同

福 田



### 第1 令和4年11月25日付け準備書面3に対する認否等について

#### 1 1ページ目から8ページ目について

別件訴訟に関する部分は不知、その余は否認ないし争う。

#### 2 「第1「第1 訴状『紛争の要点(請求の原因)』に対する認否等について」(9ページ目から10ページ目)について

本件訴状に対する被告の認否等は、第1準備書面の第1において詳述したとおりである。

なお、原告は、被告従業員が記載した甲9号証のメールの一部を引用しているが、当該被告従業員がここで述べていることは、上記引用部分の後における記述(「歴史的に、あるいはごく一部でも使用が認められた用法であるならば、それ

を「誤訳」と表現することには違和感を覚えます。英和辞典の目的は現代英語の理解に役立つことだけでなく、辞書によっては古い文献を読む際にも対応できる語義記述が求められます。』も含めて理解すべきものである（甲9）。

- 3 「第2「第2 原告の令和4年7月25日付け準備書面に対する認否等について」について」及び「第3「第3 被告の主張」について」（1「1ページ目から14ページ目」）について

原告の令和4年7月25日付け準備書面に対する被告の認否等及び被告の主張は、第1準備書面の第2及び第3において詳述したとおりである。

なお、原告は、「被害独占の成立」「訂正独占の成立」などとも主張しているが、原告の独自の見解に基づく主張であり、失当というべきである。

## 第2 令和4年12月2日付け訴えの変更申立書に対する認否等について

第2項ないし第4項について、否認ないし争う。

## 第3 令和4年12月16日付け準備書面3に対する認否等について

- 1 1ページ目から2ページ目について

別件訴訟に関する部分及び原告の認識に関する部分は不知、その余は否認ないし争う。

- 2 「第1 本訴の訴えの法的根拠は、「事務管理」を定める民法697条である。」について

- (1) 1及び2について

否認する。

被告が出版する辞書の蓄積は原告が主張するような誤情報ではない。

- (2) 3について

不知ないし否認する。

- (3) 4ないし6について

否認ないし争う。

なお、原告は、自らが管理者であるとか、被告に成り代わって訂正業務を行ってきた等として、被告のための事務管理の成立を主張しているようであるが、かかる主張内容が判然としない点を置くとしても、いずれにしても原告が被告の事務を行ったことはないうえ、原告の行爲が被告の意思又は利益に適合したのではなく、民法上の事務管理の要件事実が満たされているとは到底言えないから、主張自体失当というべきである。

(4) 7及び8について

知らないし否認する。

なお、甲5号証及び甲9号証を見ても、(原告が提出するこれらのメールには原告の発信部分がなく、意図的に切り離されているものと思われることから、これら証拠の信用性は低いものと言わざるを得ないが、かかる点を置くとしても、)原告が被告に対して、訳語の語釈の根拠を質問したり、趣旨が判然としない指摘を行ったりしていたことはうかがわれるが、「訂正を粘り強く求めた」ことはない。

(5) 9及び10について

知らないし否認する。

(6) 11について

原告がこれまで事務管理を行っていることを前提とした請求を被告に対して行っていないことは認め、その余は不知。

(7) 12について

被告は、自らが出版した辞典の語釈に誤りがあることを前提とした対応を行っていないことは認め、その余は否認ないし争う。

(8) 13について

争う。

第4 結語

これまでの原告の主張を見ても、原告において、被告の事務を行ったことはいうえ、被告の利益又は意思に適合するものではなく、およそ被告のための事務管理が成立するとは考えられず、本訴請求に理由がないことは明らかであるから、直ちに請求棄却判決を下されたい。

以上